

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年7月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	8 トン	94 トン
		102 トン	8 トン	94 トン
3	クリーム	62 トン	17 トン	45 トン
		53 トン	6 トン	47 トン
4	粉乳類	51,114 トン	3,809 トン	47,305 トン
		48,333 トン	2,678 トン	45,655 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	255 トン	1,314 トン
		1,569 トン	255 トン	1,314 トン
6	加糖れん乳	206 トン	12 トン	194 トン
		187 トン	12 トン	175 トン
7	ヨーグルト	11 トン	5 トン	6 トン
		11 トン	5 トン	6 トン
8	バターミルク	17 トン	4 トン	13 トン
		17 トン	4 トン	13 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	13,456 トン	44,102 トン
		48,997 トン	10,098 トン	38,899 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	1,407 トン	10,677 トン
		7,453 トン	769 トン	6,684 トン
11	バター	16,731 トン	5,677 トン	11,054 トン
		14,046 トン	3,967 トン	10,079 トン
12	豆類	81,156 トン	26,604 トン	54,552 トン
		38,771 トン	14,169 トン	24,602 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	1,666,194 トン	4,031,267 トン
		5,310,622 トン	1,511,966 トン	3,798,656 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	415,614 トン	927,285 トン
		251,859 トン	61,632 トン	190,227 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	201,587 トン	670,265 トン
		871,852 トン	201,587 トン	670,265 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	414 トン	3,617 トン
		3,933 トン	414 トン	3,519 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	3,147 トン	23,915 トン
		26,794 トン	3,147 トン	23,647 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	43,714 トン	118,884 トン
		162,186 トン	42,320 トン	119,866 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	6,860 トン	12,393 トン
		1,638 トン	6,860 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	370 トン	1,166 トン
		1,491 トン	350 トン	1,141 トン
20	イヌリン	3,015 トン	681 トン	2,334 トン
		67 トン	21 トン	46 トン
21	落花生	44,537 トン	11,911 トン	32,626 トン
		27,828 トン	5,467 トン	22,361 トン
22	こんにゃく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	744 トン	8,761 トン
		3,551 トン	322 トン	3,229 トン
24	でん粉調製品	332 トン	415 トン	超過済
		320 トン	180 トン	140 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	387 トン	4,461 トン
		2,158 トン	201 トン	1,957 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	2,438 トン	15,396 トン
		2,181 トン	123 トン	2,058 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	54 トン	175 トン
		229 トン	54 トン	175 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。